

◎高知県青少年保護育成条例施行規則

改正 昭和五十三年三月二十七日 規則第十号
昭和五十八年十二月二十四日 規則第五十六号
昭和六十年三月二十三日 規則第七号
平成八年十二月六日 規則第一一七号
平成二十一年五月二十二日規則第五十三号

(趣旨)

第一条 この規則は、高知県青少年保護育成条例(昭和五十二年高
知県条例第三十二号。以下「条例」という。)の施行について必
要な事項を定めるものとする。

(有害図書類とする図書類の内容)

第二条 条例第十一条第二項第一号及び第二号の規則で定めるも
のは、次の各号のいずれかに該当するものを描写した絵又は被写
体とした写真(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているもの
を含む。)とする。

- ・ 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな状態で次のい
ずれかに該当するもの
イ 大たい部を開いた姿態
ロ 陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
ハ 愛ぶの姿態又はこれを連想させる姿態
ニ 自慰の姿態
ホ 排せつの姿態
ヘ 緊縛の姿態
・ 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するも
の
イ 性交又はこれを連想させる行為
ロ ごうかんその他りよう辱行為
ハ 同性間の行為
ニ 変態性欲に基づく行為

2 条例第十一条第二項第三号及び第四号の規則で定めるものは、
前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面(陰部を覆
い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)とする。

(有害図書類の陳列方法)

第三条 条例第十一条の二第一項に規定する有害図書類の陳列方
法は、次の各号のいずれかに該当する方法とする。

- (一) 間仕切り等により仕切られ、かつ、内部を容易に見通すこと
ができない措置がとられた場所に陳列すること。
(二) 有害図書類以外の図書類を陳列する棚から六十センチメー
トル以上離れた棚に陳列すること。
(三) 有害図書類から十センチメートル以上張り出した仕切り板
(透視できない材質のものに限る。以下この号において「張り
出し仕切り板」という。)を設け、張り出し仕切り板と張り出

し仕切り板との間に陳列すること。
(四) 床面から一五〇センチメートル以上の高さの位置に、背表紙
のみが見えるようにして陳列すること。
(五) ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧する
ことができない状態にして陳列すること。

(興行者の揭示)

第四条 条例第十二条第三項の規定による揭示は、別記第一号様式
によってしなければならない。

(自動販売機に係る届出事項及び届出書)

第五条 条例第十六条の三第一項第五号の規則で定める事項は、次
に掲げる事項とする。

- ・ 販売する物品の種類
・ 自動販売機の設置場所の提供者の氏名又は名称、住所及び電
話番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名
・ 自動販売機の使用開始予定年月日
2 条例第十六条の三第一項の規定による届出は、別記第二号様式
によってしなければならない。
3 条例第十六条の三第二項から第四項までの規定による届出は、
別記第三号様式によってしなければならない。
(深夜営業者の揭示)

第六条 条例第十九条第四項の規定による揭示は、別記第四号様式
によってしなければならない。

(立入調査等証明書)

第七条 条例第二十八条第二項の身分を示す証明書の様式は、別記
第五号様式のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(高知県青少年保護育成条例施行規則の廃止)

2 高知県青少年保護育成条例施行規則(昭和三十三年高知県規則
第四十七号)は、廃止する。

(高知県幡多事務所長に対する事務の委任等に関する規
則の一部改正)

3 高知県幡多事務所長に対する事務の委任等に関する規則(昭和
三十九年高知県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。
第四条第三十二号の二中(昭和三十三年高知県条例第二十三号)
第四十一条の規定による立入調査を「昭和五十二年高知県条例
第三十二号」第二十八条の規定による立入調査等」に改める。

(福祉事務所長に対する事務委任規則の一部改正)

4 福祉事務所長に対する事務委任規則(昭和二十九年高知県規則
第三十六号)の一部を次のように改正する。

本規則第三十六号中「昭和三十三年高知県条例第二十三号」第

十一条の規定により立入調査」を「昭和五十二年高知県条例第
三十二号」第二十八条の規定による立入調査等」に改める。

(高知県立児童相談所規則の一部改正)

5 高知県立児童相談所規則(昭和二十七年高知県規則第十三号)
の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

三 第一項に規定するもののほか、高知県青少年保護育成条例
(昭和五十二年高知県条例第三十二号)第二十八条の規定による
立入調査等を所属職員のうち、知事が指定した者に命ずる権限を
所長に委任する。

附 則(昭和五十八年十二月二十四日規則第五十六号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十九年一月一日から施行する。

(高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例の規定によ
る届出)
2 この規則による改正後の高知県青少年保護育成条例施行規則
第三条第二項の規定は、高知県青少年保護育成条例の一部を改正
する条例(昭和五十八年高知県条例第十七号)附則第二項本文の
規定による届出について準用する。

附 則(昭和六十年三月二十三日規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年十二月六日規則第一一七号)

この規則は、平成九年一月一日から施行する。

附 則(平成二十一年五月二十二日規則第五十三号)

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。